

思い出の品の取扱いマニュアル

1. 貴重品・思い出の品の取扱い 【技 1-20-16】

【基本的事項】

- 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

【回収・保管・管理・閲覧】

貴重品・思い出の品の回収・引き渡しフローは、図 1.1 に示すとおりである。

- 撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。
- 貴重品については、警察へ引き渡す。
- 思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等で保管・管理する。閲覧や引き渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。
- 思い出の品は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。

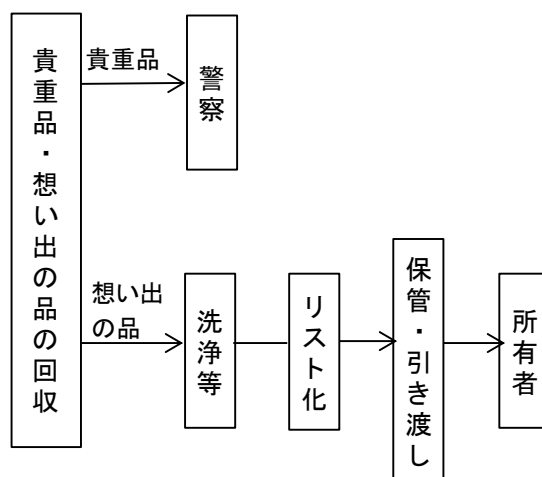


図 1.1 回収・引き渡しフロー

【東日本大震災の事例】

貴重品や所有者等にとって価値があると思われる位牌、アルバム等の思い出の品等は、平成23年3月に環境省が発出した「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」に従い、市町村及び警察が連携し、可能な限り所有者に引き渡すようにした。解体撤去又は仮置場での中間処理の際に、所有者等が不明な有価物（株券、金券、商品券、小銭、貴金属等）を発見したときには、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届けた。所有者が明らかでない金庫、猟銃等は、速やかに警察に連絡し、引取を依頼した。仙台市など、回収された写真、アルバム、賞状などの思い出の品を展示し、返却を行った自治体も多かった。



撤去時に立ち会う担当の自治体職員が回収し、思い出の品は文化会館に集め、ボランティアがきれいに（2011年4月23日仙台市）



※閲覧も同じ文化会館のホール内で、数回実施
写真は避難所の入り口付近に閲覧のため並べら
れている様子（2011年4月4日仙台市内）

思い出の品の展示・返却
出典：仙台市HP

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所 一般財団法人 日本環境衛生センター、平成26年9月）

2. 貴重品の取扱いについての様式集・フォーマットの例 【参 16-3】

貴重品を回収した場合、警察へ届けるために必要な書類様式の例を表 2.1 に示す。

表 2.1 貴重品の取扱いについての書類様式の例

取得物件一覧簿(参考例)		拾得日時	拾得場所	備考
番号	物件の種類及び特徴(現金の有無等)			
1	現金 有 財布(茶色)、キャッシュカード、クレジットカード	4月2日 13時30分	〇〇町△丁目 ×××通り	
2	現金 有 千円以上 千円未満			
3	現金 有 千円以上 千円未満			
4	現金 有 千円以上 千円未満			
5	現金 有 千円以上 千円未満			
6	現金 有 千円以上 千円未満			
7	現金 有 千円以上 千円未満			

※ 遺失物法第7条第1項に掲げる事項(物件の種類・特徴、拾得の日時・場所)を掲載する。

3. 思い出の品等の管理事例

(1) 過去の災害事例における方法

これまでの災害廃棄物への対応では、思い出の品等の回収、保管・管理について、統一したルールはなかった。

災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等は、遺失物として遺失物法に基づく取り扱いがなされてきたと考えられる。

【解説】

災害廃棄物の対策指針として、以下の2つが出されているが、いずれも思い出の品等の回収、保管・管理について明記されていない。

- ・震災廃棄物対策指針、H10.10、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課
- ・水害廃棄物対策指針、H17.6、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課

災害廃棄物の処理に向けた対応では、思い出の品等の回収、保管・管理について、統一したルールはなく、各自治体の運用にゆだねられているのが実情である。

遺失物法第四条には、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。（以下、略）」と定められており、災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等もこの規定を遵守する必要がある。

なお、遺失物法は、平成19年12月10日の改正により、遺失物の保管・管理に関する事項として次のような規定が設けられた。これまでの災害時の対応と異なる可能性がある。

- ・拾得物の保管期間は3か月（同法の改正前は、保管期間6か月であった）
- ・警察署長は、傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合、売却等処分ができる
- ・各都道府県の警察本部長は拾得物の情報をインターネットで公表する

(2) 試行事業の内容

試行事業では、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）に基づき、思い出の品等を回収し、保管・管理する。

回収される思い出の品等は、膨大な量になるため、データベースを構築し、検索性能の向上を図る。

思い出の品等には、貴重品（有価物等）のみならず、遺品・思い出の品なども含まれる。

【解説】

①マスタープランに基づく思い出の品等

(ア) 貴重品（有価物等）の管理

所有者等が不明な有価物（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）を発見した時は、持運びが可能な場合は、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届ける。

所有者が明らかでない金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に連絡して、引取りを依頼する。

(イ) 遺品、思い出の品等の管理

位牌、写真・アルバム、トロフィーや賞状など、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品）については、市町村、警察と連携し、可能な限り所有者に引渡すようにする。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

（平成 23 年 5 月 16 日、環境省）

付属資料 1 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（抜粋）

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

（中略）

（4）動産（自動車及び船舶を除く。）

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

②遺留品等管理の計画フロー（釜石市における事例）

災害廃棄物処理の現場では、遺留品等の回収・保管作業が人手を要するため、処理開始前に遺留品等の管理方法についての計画を作成しておく必要がある。ここでは、釜石市における事例を図 3.1 に示す。

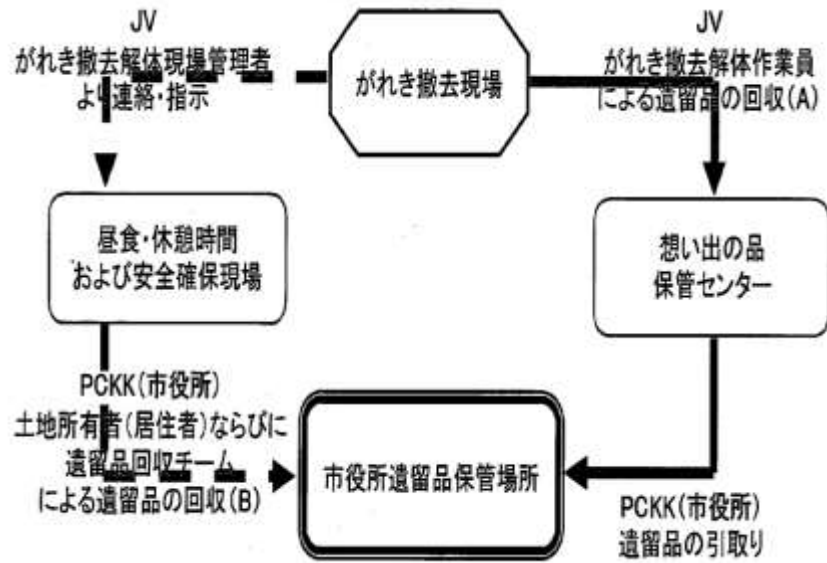


図 3.1 釜石市における遺留品等の管理フロー

③思い出の品等の情報管理手順

家財等の野外への分別搬出の状況を図 3.2 に示す。思い出の品等の情報管理は、次の手順で行われる。

<情報管理の手順>

- がれき撤去解体作業員による遺留品、思い出の品の回収
- 土地所有者（居住者）、思い出の品回収チームによる回収
- 市町村による保管センターの設置
- 市町村、監理者による管理リスト作成（発見した地区、品目、数量、発見日を記録）
- 市町村の思い出の品保管場所へ引き渡し



図 3.2 家財等の野外分別搬出状況

<遺留品等管理台帳>

遺留品等管理台帳の様式例は、表 3.1 に示すとおりである。この台帳は、データをコンピュータに入力してデータベースを構築する。

表 3.1 遺留品等管理台帳の様式例とデータ項目

遺留品管理番号			管理	遺留品情報			持ち主情報	
発見場所	遺留品目	通し	エリア	発見場所	遺留品目	特徴等	頭文字	持ち主氏名
番号	番号	番号	番号	文字	文字	文字	文字	文字

【画像情報】
原則 1 品 1 枚

コード番号

- ・遺留品目 ; (1. 遺影、2. 位牌、3. 写真・アルバム、4. 賞状、5. トロフィー、6. その他)
- ・発生場所 ; (0. 不明、1. 東前町、2. 新浜町、3. 浜町、4. 只越町、5. 天神町、6. 大渡町、7. 鈴子町、8. 大町、9. 港町、10. 松原町、11. 嬉石町、12. 唐丹駅前、13. 大平中付近)

(3) 試行事業で得られた知見と一般的な課題

思い出の品等の情報管理には、個人情報が含まれることに配慮した管理が必要である。

思い出の品等の保管期限は、拾得物として扱うことになるが、市民の要望などにより保管期限の設定が課題となる。

思い出の品等については、持ち主にとって愛着のある品物であることに配慮した保管方法をとる必要がある。

【解説】

①知見

(ア) 情報の管理への配慮 (個人情報保護の観点から)

膨大な数の思い出の品等を管理するには、検索性能を向上させるためにデータベースを構築することが望まれる。

思い出の品等を探している方の利便性を考慮すると、いつでもどこでも検索できる運用が望ましい。遺失物法でも拾得物の情報をインターネットで公表することが規定されているが、あくまで各都道府県の警察本部長が法に基づいて行うことになっている。市町村が保管・管理する思い出の品等は、個人情報が含まれることに配慮し、データの公開は避けるべきであろう。

データベースの管理、使用は、原則として市町村役場の職員に限るものとし、一般の方へのデータ提供 (閲覧) についても、検索結果の確認に限定する必要がある。

②一般的な課題

(ア) 保管期限の設定が課題

思い出の品等の保管期限は、遺失物として扱うことから、警察での保管期限 (3 か月) が目安

となる。しかし、被災者にとって生活に落ち着きを取り戻すまでに相当の時間が必要となるため、保管期限を長くして欲しいという要望が出されるのは必至である。

思い出の品等は膨大な量になり、保管場所の確保も難しい場合が多いことから、保管期限の設定は慎重に行う必要がある。図 3.3 には、思い出の品を展示した釜石市市民文化会館の様子を示した。



図 3.3 多くの思い出の品等を展示（釜石市市民文化会館）

(イ) 思い出の品等への配慮

データベース登録後の思い出の品は、ほこりなどを除去し、ビニール袋などで包装して保管する。

展示、保管する場合には、場所の制約があったとしても思い出の品の損傷防止のため、思い出の品等を積み重ねないようにする。釜石市では、図 3.5、図 3.4 のように思い出の品等を扱っている。



図 3.5 思い出の品等の保管状況



図 3.4 思い出の品等の展示状況

出典：災害廃棄物撤去処理の手引き（案）（社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会、平成 23 年 10 月）